

「自治体通信36号」におけるマイナンバーが読み取れる  
二次元バーコード掲載に関するお詫び

イシン株式会社

このたび、令和4年2月1日に発刊いたしました当社運営雑誌である「自治体通信36号」において掲載された記事広告内に、特定個人情報（マイナンバー）が読み取れる二次元バーコードが表示されたマイナンバーカードの画像（写真）が掲載されていたことが判明いたしました。

読者並びに関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと深くお詫び申し上げますとともに、本件に関する対応について、以下のとおりご報告申し上げます。

記

1. 本件概要

当該画像は、個人のクリエイター様ご自身のマイナンバーカードを撮影に使用し無償の画像プラットフォームに掲載したもので、当社は当該画像の商用利用許諾を確認し、記事広告の背景として利用いたしました。当該画像に表示された二次元バーコードから読み取れるマイナンバーが、ダミーではなく、クリエイター様ご本人のマイナンバーであることが判明致しました。個人のマイナンバーを読み取ることができる二次元バーコードが表示されたマイナンバーカードを掲載したことは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称マイナンバー法）第19条に抵触する可能性があると考えております。

【本件の対象となる特定個人情報の数】

1人

2. 判明の経緯

読者からの問合せにより当社が当該画像の二次元バーコードがダミーではないことを確認したことによるものとなります。

3. 現在の対応

個人情報保護委員会や当社顧問弁護士の見解を参考に早急に対応を検討し、特定個人情報の所有者であるクリエイター様にご連絡の上、2022年2月21日にマイナンバーの無効化を実施致しました。無効化により、掲載された二次元バーコードからクリエイター様のマイナンバーを読み取ることは出来なくなりましたので、マイナンバー法第19条に抵触する可能性のある状態は解消されたと考えております。また、特定個人情報の所有者であるクリエイター様ご本人及び対象となる記事広告主である企業様に対して、本件の説明を実施した上で、問題解決を完了しております。

#### 4. 再発防止策等について

当社では、これまでも個人情報の適切な取扱いに努めておりましたが、本件の発生を厳粛に受け止め、より一層の記事広告の校閲プロセスを強化するとともに、社内教育を徹底し、二度とこのような事態を起こさないよう個人情報の適切な取扱いに注力し再発防止に努めてまいります。

#### 5. 本件についてのお問い合わせ先

イシン株式会社 電話：03-5291-1580 Email：otoiawase@ishin1853.co.jp

受付時間：10時～18時（土日祝日を除く）

以上